

第4部 初動応急計画

その4 【火山噴火対策編】

解説と説明

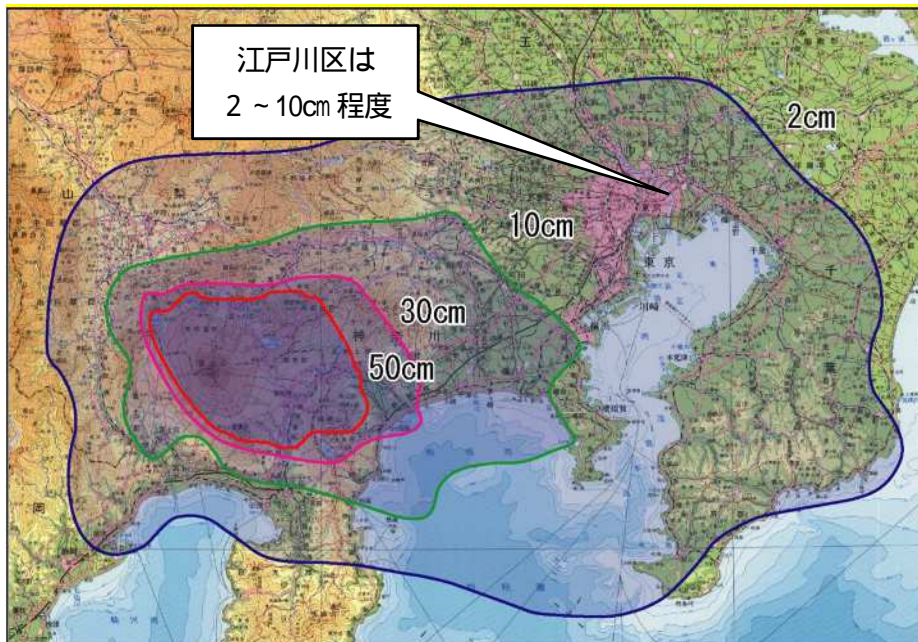
火山噴火

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」及び富士山火山防災対策協議会が令和3年3月に公表した「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。江戸川区は富士山山頂火口から距離があるため、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。噴火の規模と東京都内における被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	梅雨期 その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり。)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(「東京都地域防災計画 火山編(平成30年修正)」より)

降灰予想図(富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書資料に位置を図示)



第1章 初動応急計画

第1節 情報の収集・伝達

1 火山情報の収集

区は、富士山や浅間山のほか、区に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合は、気象庁の発表する噴火警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報や風向き等の情報を収集する。

気象庁が発表する火山に関する主な情報

情報名	概要
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。</p>
降灰予報	<p>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。</p> <p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。</p>

2 降灰状況の報告

区は、降灰状況を調査し、都に報告する。都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁でとりまとめられ、「火山活動解説資料」として公表される。

3 区民への広報

(1) 区

区は、降灰予報等により区に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線、区公式ホームページ、ツイッター、えどがわメールニュース等により、降灰の予想、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

(2) 警察

警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに警察署等を通じて、区民に周知する。

(3) 消防

東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。

(4) 被害状況調査

区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

第2節 降灰対策

1 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

2 交通機関の応急・復旧対策

道路管理者及び鉄道管理者は、降灰により、施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

3 ライフライン機関等の応急・復旧対策

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、各ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。

4 宅地等の降灰対策

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。ただし、区民では対応が困難な対策については、区が対応する。

降灰に対する各機関の対応

機関名	内容
区	宅地の降灰について、以下の対策を行う。 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都 (都市整備局)	降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 (都市・地域整備局)	都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

5 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

- ・火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
- ・火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。
- ・宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。
- ・宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は、各施設管理者が行う。

(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

火山灰の処分の方法については、都及び関係機関との検討を踏まえ、決定する。

第3節 避難者の受入れ

都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外避難が必要となることが予想される。

そのため、区は、都から避難者の受入れを指示された場合には、避難者の受入れ態勢を整備する。